

2026年6月1日

各位

株式会社 みなと銀行

神戸市との遺贈寄付に関する協定締結について

りそなグループのみなと銀行(社長 持丸 秀樹)は、円滑な遺贈寄付[※]を実現するため、神戸市と「遺言信託を活用した遺贈寄付に関する協定」を本日、締結しました。

当社は、兵庫県内に本店を置く信託兼営金融機関として、遺言信託などの機能を活用し、お客さまの想いの実現や次世代への資産承継を支えています。

※ 寄付の意思を持つ個人が、遺言書により特定の団体等に寄付する意思を示し、お亡くなりになられた後、遺言書の内容に沿って財産を寄付すること

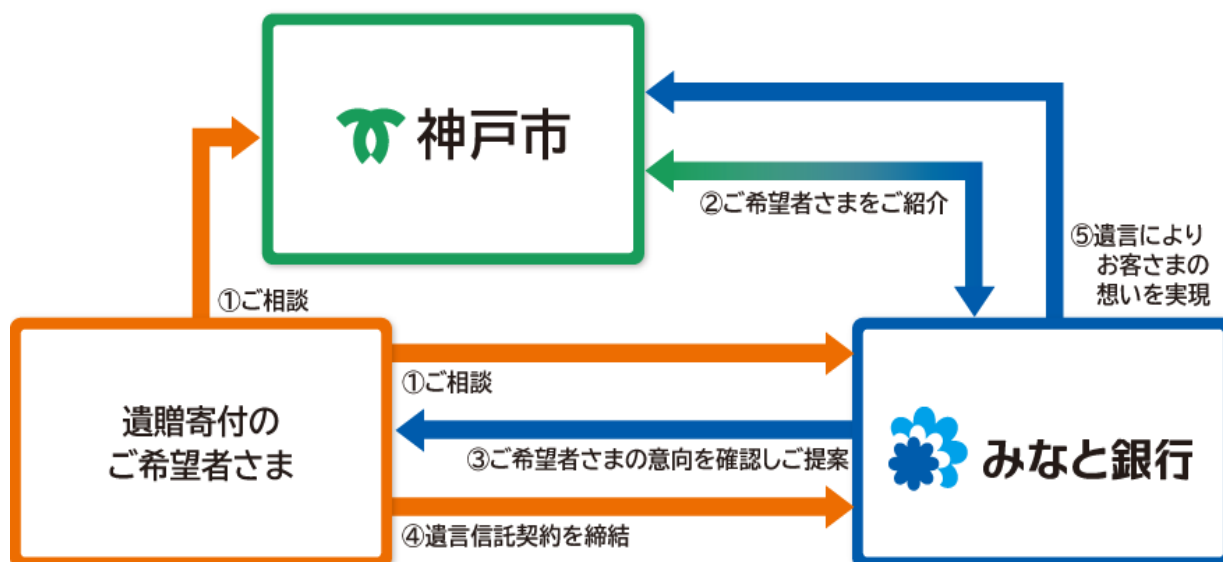
➤ 自治体と連携し、安心できる寄付手続きの仕組みを提供します

近年、単身者やお子さまのいない世帯の増加に伴い、相続人不在のケースが増えています。このような社会背景の中、自身の財産について自治体への寄付をご要望された際に、当社と神戸市は相互に連携し、遺言信託を活用して同市への遺贈寄付の実現につなげます。

➤ 神戸の発展や地域社会への貢献に役立てたいという“想い”に応えます

神戸市は、人口減少時代にふさわしいまちづくりに向け、都心の再整備や郊外の都市ブランド向上など、地域の特性に応じた持続可能な取り組みを進めています。当社は、遺言信託を通じて「神戸の発展に役立ててほしい」というお客さまの想いの実現をサポートし、同市の更なる発展に貢献します。

協定スキーム図



以上